

平成 29 年 6 月定例県議会の概要

目 次

1 平成29年6月定例県議会提出議案の概要

- ・議第47号 奈良県付属機関に関する条例の一部を改正する条例 ······ 4
(教育委員会にかかるもののみ)
- ・報第 1号 平成28年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について ······ 7
(教育委員会にかかるもののみ)

2 平成29年6月定例県議会代表・一般質問 (H29.6.22~6.27) の概要

月 日	代表・一般 の 別	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	答弁者	頁
6月22日	代表質問	中野議員 (自由民主党)	教育環境の充実について	教 育 長	10
	代表質問	中村議員 (自民党奈良)	道徳教育の充実について	教 育 長	11
6月23日	代表質問	山村議員 (日本共産党)	体罰について	教 育 長	12
	代表質問	大国議員 (公明党)	県立高校の長寿命化計画について	教 育 長	14
6月26日	一般質問	井岡議員 (自由民主党)	プログラミング教育について	教 育 長	16
	一般質問	池田議員 (自由民主党)	県立高等学校の今後のあり方について	教 育 長	17
	一般質問	梶川議員 (創生奈良)	医療的支援を必要とする子どもたちの特別支援学校への通学について	教 育 長	18

3 文教くらし委員会（期中委員会）の質問概要

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
6月28日	粒谷委員 (自民党奈良)	県立高校の空調設備設置の請願について	学校支援課長	20
	佐藤委員 (日本維新の会)	熱中症対策について	保健体育課長	21
		県立高校の空調設備設置の請願について	学校支援課長	22
	阪口委員 (創生奈良)	県立高校の空調設備設置の請願について【意見】	—	22
	岡委員 (公明党)	県立高校の空調設備設置の請願について【意見】	—	22
	佐藤委員 (日本維新の会)	炊飯された米粒の着色について	保健体育課長	23
		学校における空調温度について	保健体育課長 学校支援課長	24
	阪口委員 (創生奈良)	教員の多忙化について	教職員課長	24
	森山委員 (民進党)	全国中学校体育大会について	保健体育課長	25
	宮本委員長 (日本共産党)	小中学校における空調設置について	教育長	26
		スクールソーシャルワーカーの配置強化について	生徒指導支援室長	27

4 文教くらし委員長報告

・ ・ ・ ・ ・

平成 29 年 6 月定例県議会

提出議案の概要

条例名	理由	要旨
奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	<p>教育委員会の附属機関として、奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会を設置する等のため、所要を設置するもの改正をしようとするものである。</p>	<p>1 附属機関の設置 教育委員会の附属機関として、奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会を設置し、奈良県社会教育センターの指定管理者の指定する重要な事項についての審査及び建議に関する事務を担任させる。 (別表関係)</p> <p>2 施行期日等 公布の日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部奈良県教員メンタルヘルス委員会の項の次に次のように加える。

奈良県社会教育センター 会 指定管理者選定審査	奈良県社会教育センターの指定管理者の指定に関する 重要事項についての審査及び建議に関する事務
---------------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案			
会 教育委員 会	奈良県社会教育センターの指定管理者の選定審査及び建議に関する事務	奈良県教員メンタルヘルス委員会	略
会 教育委員 会	奈良県社会教育センターの指定管理者の選定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務	奈良県教員メンタルヘルス委員会	略

平成28年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款 項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源				内 訳
				既 取 入	未 收 入	特 定 財 源	國 庫 支 出 金	
1 教育総務費	地域の資源を活かした事業 社教事業	1,300,000	1,300,000	—	547,000	—	—	753,000
	文化財保存事業補助	33,806,000	33,806,000	—	—	—	—	33,806,000
12 教育費	文化財活用推進事業 重要文化財等修理受託事業	6,600,000 300,800,000	6,600,000 300,800,000	—	2,779,000	—	—	3,821,000
		諸	113,136,000	—	—	—	187,664,000	—

平成 29 年 6 月定例県議会

代表・一般質問の概要

質問者：中野議員（自由民主党）	答弁者：教育長	所管：学校支援課
-----------------	---------	----------

【質問要旨】

○教育環境の充実について

安心・安全で質が高い教育環境を実現するため、県立高校には、耐震化による安全性の確保にあわせ、快適な学習環境も求められている。特に、空調整備については、育友会等からも早期の整備とともに、既に設置されている空調設備の管理費の移管を求める声があがっているが、県立高校の空調整備について、今後、どのように取り組んでいこうと考えているのか。

【答弁要旨】

私には、県立高校の施設整備について耐震化と特に空調整備についてのおたずねでございます。

県立高校の耐震化並びに空調の設置など学校施設等の整備・充実につきましては、昨年3月に県が策定いたしました「奈良県教育振興大綱」において、最も重要な施策のひとつと位置づけております。

県立高校の耐震化につきましては、今年度まで「耐震化整備集中期間」として鋭意整備に取り組み、平成29年4月1日時点での耐震化率は87.2%となり、本年度予定しております7校8棟の耐震補強工事が完了すれば、2.8%アップの90%となります。引き続き、耐震化率100%の実現に向け取り組んでまいります。

空調設備につきましては、平成27年度に設置をいたしましたモデル校5校で効果を検証いたしました。暑さにより体調不良を訴える生徒が半減したことのほか、生徒の学習意欲が増し授業への集中力が高まるなど、健康面と学習面の両方での効果が確認できましたので、本年度4校の設計を実施し、うち1校において工事の施工を予定をいたしております。

議員お述べのとおり、奈良県の気温は長期的に上昇傾向にあり、県教育委員会といたしましては、将来にわたって良好な学習環境を保つために、空調を整備することは喫緊の課題であると認識をいたしております。

今後、生徒数の減少に対応し、地域の活性化に資する県立高校の配置及び規模の適正化を図る中で、未設置校への空調設置について進めてまいりますし、県費管理費負担のあり方についても検討してまいりたいと思っております。

6月22日代表質問

質問者：中村議員（自民党奈良）

答弁者：教育長

所管：学校教育課

【質問要旨】

○道徳教育の充実について

「郷土愛」を育む道徳教育の充実を図るため、今後、県教育委員会として、道徳の教科化に向け、教員の資質向上や記紀万葉の教材化などについて、どのように取り組んでいくのか。

【答弁要旨】

来年度、小学校から順次スタートする「特別の教科 道徳」は、読み物中心の受け身の従来型授業から、いじめなどに教員と子どもが正面から向き合う「考え方、議論する道徳」へと授業の質的転換が強く求められています。このため、県教育委員会では、平成27年度から本年度までの3年間、継続的に研修を実施し、各都市において道徳教育を推進する小・中学校のリーダーとなる教員約70名を養成しています。来年度からは、この推進リーダーが、全ての学校に置かれる道徳教育推進教師と連携し、各都市において模範となる授業を公開するなど、スムーズに道徳科に移行できるよう指導体制を整備しています。

また、議員お述べのように、郷土に愛着や誇りをもつ子どもを育成することは、奈良県教育振興大綱の目指す人間像でもあり、道徳科の授業においても、奈良の歴史や文化を扱った学習が大切であり有効であると考えています。県教育委員会ではこれまでに、道徳教育に用いる「奈良県郷土資料」を作成してきました。各小・中学校に配置している道徳教育推進教師約300名を対象に年2回行っている研修会では、この郷土資料を教材として活用する実践例なども取り上げています。具体的には、古事記、日本書紀に書かれている三輪山の伝説から、初詣を大切にする日本的心について考え話し合う道徳の授業の報告などもあり、郷土奈良に対する誇りや愛情を育む教育の実践を進めています。

さらに、本年度は、推進研究校として小学校4校、中学校2校を指定し、道徳科の授業を先行実施するとともに、本年度作成する教員対象の指導資料「郷土学習の手引き」が、道徳科においても活用できる手引きとなるよう研究を深めています。

【要望要旨】

記紀万葉を取り入れ、心豊かな子どもを育てるなど、道徳教育の充実に向けた取組を県教育委員会に期待したい。

質問者：山村議員（日本共産党）	答弁者：教育長	所管：生徒指導支援室
-----------------	---------	------------

【質問要旨】

○体罰について

（1）県教育委員会は、体罰が発生する原因や背景についてどのように認識しているのか。また、体罰の根絶に向けてどのように取り組んでいるのか。

（2）体罰を受けた子どもたちには、子どもの視点に立った支援が必要と考えるが、相談対応体制はどのようにになっているのか。

【答弁要旨】

体罰は、学校教育法第11条で禁止されており、違法行為であるだけでなく、児童・生徒の心身に深刻な影響を与え、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為です。

体罰の原因については、教職員の指導力不足、懲戒と体罰の混同、学校での組織体制の不十分さ等が考えられます。そこで、体罰のない学校づくりのために、教職員の意識改革や生徒指導体制のあり方の点検と、児童生徒・保護者との信頼関係の構築が必要です。

県教育委員会では、平成24年度の大坂市立桜宮高等学校の体罰事件を教訓として、平成26年3月に、体罰のない生徒指導・部活動指導のため、教職員向け体罰防止啓発資料として、「信頼される教職員であり続けるために」の冊子とリーフレットを作成し、教職員への研修も実施しながら啓発に努めてまいりました。

また、継続した取組として、日本中学校体育連盟及び全国高等学校体育連盟の「体罰根絶宣言」の趣旨を浸透させるため、中学校・高等学校の運動部活動の顧問及び外部指導者を対象として、研修会を開催しています。併せて、体罰の禁止を含む綱紀粛正を徹底する通知を、県立学校長や市町村教育委員会あてに毎年2回発出し、所属職員に対して注意喚起を図っていますが、平成26年から28年までの3年間で、体罰による県教委の懲戒処分件数は2件あり、今後も体罰の根絶に向けて努力いたします。

児童生徒への指導・相談体制については、本年度、教育委員会内の組織改編を行い、生徒指導を担当する生徒指導支援室と、教育相談を担当する教育研究所教育相談部を統合し、生徒指導支援室に生徒指導係と教育相談係を設置しました。

特に教育相談係では、体罰に限らず、学校生活や家庭生活等での様々な悩みに対応する相談窓口として、中・高生が直接メールで相談できる「悩みならメール」や、保護者も電話で相談できる「あすなろダイヤル」を設置しており、臨床心理士等の専門の相談員が対応しています。

また、平成27年度からは全公立中学校に、平成29年度からは全県立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、教員とは異なる立場の外部専門家を学校の教育相談体制に組み入れることにより、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりに努め、子どもたちの心を守るセーフティーネットの充実を図っています。

今後は、新しい生徒指導支援室のもとで、教職員に対しては、一人一人の生徒理解の深化を図り、児童生徒に対しては教育相談の充実に努め、それら両面から体罰の防止に向けた取組を進めてまいります。

6月23日代表質問

質問者：大國議員（公明党）

答弁者：教育長

所管：学校支援課

【質問要旨】

○県立高校の長寿命化計画について

学校施設の老朽化に伴い、各学校が抱えている課題を把握した上で、長寿命化計画を策定し、計画的に対応していくことが必要と考えるがどうか。また、学校のトイレについては、災害時の避難所として地域の住民にも利用されること等を踏まえ、洋式化を進めるべきと考えるがどうか。

【答弁要旨】

私へは学校施設の老朽化への対応とトイレの洋式化についてのお尋ねでございます。

学校施設は全国的に老朽化をしており、本県におきましても、築30年を超える県立高校の施設が全体の約7割となるなど、老朽化への対応は課題でございまして、その対策として、政府の「インフラ長寿命化基本計画」では、平成32年頃までに個別施設ごとの長寿命化計画を策定することとされております。

特に学校施設につきましては、平成27年4月に、長寿命化計画に盛り込む事項や検討を行う際の留意事項を解説をいたしました「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」が示され、さらに、本年3月には、標準的な様式やより具体的な留意点等を解説をいたしました「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」が示されたところでございます。

県教育委員会といたしましては、この「手引」や「解説書」も活用しながら、まずは学校施設の築年度、規模、構造、耐震・安全性など躯体の健全性・劣化状況など詳細にわたる基本情報を整理したいと考えております。その後、専門家の点検などにより施設の現状を現場で実際に確認しながら、老朽化に対応する個別施設の計画を策定することといたします。

その上で、整備費の平準化を図りつつ、適正な整備費の確保に努め、効果的な老朽化対策を進めてまいります。

また、議員お述べのとおり、県立高校は災害時に避難所として使われる可能性もございますので、トイレの洋式化について検討の必要があると認識いたしております。トイレの設置状況を含め、施設の実態を個別に把握し、長寿命化計画を作成する中で、計画的な設置について検討を進めてまいります。

【再質問要旨】

県立高校の長寿命化計画について、しっかり策定をお願いしたいと思いますし、また、トイレ検討というわけでなくて、やる段階だと思います。前回の9月議会でも申し上げましたように、学校現場はもう大変でございます。校長先生がトイレに入っていて、隣に生徒さんが入って、開口一番、生徒さんが「ああ、良かった」と言われたそうです。出てきてから校長先生が「何が良かったんだ」と聞くと、「洋式で良かった」というふうに聞いたと、これはもうある学校の校長

先生でございます。そういう声もありましたので、本当に生徒の思いというのも、しっかりと汲み取っていただいて、もう進めていくんだというご決意をもう一度お願いします。

【再答弁要旨】

現在、耐震化の集中期間、今年度で終わって、全体的な整備を、今後、先ほど申し上げましたように、いろいろ検討していきたいと思っていますので、進めていきたいという気持ちは十分にございますけれども、全体の中でやはり考えていく必要もございますので、ご理解いただきたいと思います。

【再々発言要旨】

是非とも進めていただきますようお願いします。

質問者：井岡議員（自由民主党）	答弁者：教育長	所管：教育研究所
-----------------	---------	----------

【質問要旨】

○プログラミング教育について

次期学習指導要領において、小学校段階からのプログラミング教育の必修化が示されていますが、その目的と内容をお聞かせ願います。また、これを指導する教員の指導力向上にどのように取り組まれていこうとされているのか、お尋ねいたします。

【答弁要旨】

平成32年度から実施される小学校の次期学習指導要領には、「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」、いわゆるプログラミング教育を計画的に実施することとされています。

この教育においては、児童が、身近な生活の中でコンピュータが使われていることを知ったり、自分でコンピュータを動かしながら、問題の解決には必要な手順があることに気付いたりする指導が求められています。

本県の公立小中学校では、校務用コンピュータの整備率が低いことも影響し、平成27年度の国の調査によると、教員が「授業中にICTを活用して指導する能力」が、全国最下位であるため、県教委としては、教員の指導力の向上が喫緊の課題であると認識しています。

そのため、平成28、29年度の2年間で、ICT活用教育推進リーダー約30名を任命し、プログラミング教育の研修に参加するなど、市町村の中心となる教員を育成しています。また、来年度から、教員免許状更新講習としてプログラミング教育を取り上げ、教育研究所で実施することを計画しており、平成30、31年度の2年間で、約800名の小学校教員に対して、ICT活用とプログラミング教育を行い、指導力向上を図るなど、この3年間で教員のICT活用指導力の全国平均以上を達成したいと考えています。

特に、小学校段階におけるプログラミング教育は、算数や総合的な学習の時間などの計画的な学習活動が必要となるため、先行する小学校の実践例などを手引きとして取りまとめ、平成32年度には、広く県内に発信してまいります。

【要望要旨】

プログラミング教育は、小さい頃からやると、子どもはすぐ理解するでしょうが、教える側の指導は大変だと思っています。ぜひとも教育委員会におきましては、教員の指導にがんばっていただきたいと思っています。

また、奈良県の高校の教員採用では、数年前から情報の募集を始めたということで、以前は数学科のほうで採用されて情報にまわるとか、商業科でまわるというケースが多かったようですので、是非とも情報の教員を採用していただいて、情報のプログラミング教育を積極的に教員の方々に教えていただきたいと考えています。

6月26日一般質問

質問者：池田議員（自由民主党）	答弁者：教育長	所管：教育振興大綱推進課
-----------------	---------	--------------

【質問要旨】

○県立高等学校の今後のあり方について

（1）未来の奈良県を支える人材の育成を担う県立高等学校の今後のあり方をどのように考え、検討を進めていくかとされているのか。

【答弁要旨】

「奈良県教育振興大綱」におきましては、県立高等学校の今後のあり方として、今後の生徒数の減少に対して、全県的な視野に立って地域の活性化に資するための配置及び規模の適正化に努めることにあわせ、時代の進展、社会の変化や期待される様々なニーズに対応した特色ある学校をつくることにより、地域の教育、福祉、文化等を支える人材やグローバル人材の育成を担うべきであると示されています。

このことを実現するために、県教育委員会では、議員お述べのように高校生の社会的自立に向けて、ダブルスクールをはじめ長期インターンシップの導入などにより実学教育の推進を図っているところです。これに加え、県立高等学校の今後のあり方として、「実学教育の充実による高等学校教育の質の向上」をコンセプトとし、普通科、専門学科及び総合学科の全県的な配置、地域別の学校規模、教育内容の充実や教育環境の整備、あわせて前回の再編による課題についても整理しながら、年度内の適正化の計画策定に向け検討を行っているところです。

本計画は、生徒数の減少に対応する学校の配置や規模の適正化という量的な側面だけではなく、学校の特色化や活性化を推進し高等学校教育の質を高めるという側面を重視することにより、本県の未来を創造する高校生の育成につながるものと考えています。

【要望要旨】

教育内容の充実について、時代に合った教育内容の充実、取組というものが求められる。同時に、生徒数の減少が見込まれる中で、県立高校の規模の適正化、適正な配置、つまり統廃合を含めた再編の計画を、今後、検討していく時期にあるのではないか。中・長期的な視点で計画を立て、各高等学校がさらに魅力的で充実したものになるようお願いする。

質問者：梶川議員(創生奈良)

答弁者：教育長

所管：学校教育課

【質問要旨】

○医療的支援を必要とする子どもたちの特別支援学校への通学について

医療的支援を必要とする子どもたちの特別支援学校への通学の状況はどうか。また、今後、医療的支援を必要とする子どもたちをもつ保護者の送迎にかかる負担が少なくなるよう、どのように取り組んでいくのか。

【答弁要旨】

医療的ケアを必要とする児童生徒は、経管栄養や気管切開部からの吸引など、障害の状態やケアの内容もさまざまです。このため、事前に主治医から移動中の医療的ケアの実施の必要性や緊急時の対応について意見をいただき、保護者と学校との間で、通学方法について相談をして決定しているところです。

本県の特別支援学校で、日常的に校内で、医療的ケアを必要とする児童生徒は、平成29年5月1日現在、56名在籍しています。通学状況につきましては、14名がスクールバスを、42名は、保護者の自家用車による送迎や福祉サービス等を利用しています。

このように、本県でも医療的ケアが必要な42名の児童生徒は、スクールバスへの乗車が困難なため、通学のための送迎などで、保護者の負担となっていることは認識しています。

特に経済的な負担に関しましては、県教育委員会といたしましては、保護者が直接送迎する場合、特別支援教育就学奨励費による補助を行い、軽減をいたしております。また、福祉サービスを通学に利用することに関しましては、市町村の所掌とはなりますが、市町村教育委員会に対して、福祉関係課と連携を図り、福祉サービスの通学への拡大に向けた検討をお願いするとともに、保護者に福祉サービスに関する情報提供を行っています。

本県では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進しているところです。今後、医療的ケアを必要とする児童生徒の地元の小・中学校との交流等の実態を把握し、保護者の心理的負担軽減の観点からも地域との交流や地域で学ぶ環境整備などについて研究を深めてまいりたいと考えております。

【再質問要旨】

42名の児童生徒が、スクールバスを利用できていないとの答弁があったが、地域の学校で受け入れるようにすれば、比較的、問題が解決すると思う。インクルーシブ教育を追求しているとのことだが、しっかりと追求し、地域で受け入れられるように検討できるのかどうか教育長の考えを聞かせて欲しい。

【再答弁要旨】

医療的ケアを必要としている児童生徒に対して、肢体不自由の養護学校では、看護師を複数配置している。子どもたちが、地元で学ぶということになると、特別支援学級に看護師を配置できるかどうかといった課題もある。地域の実態をまず把握し、可能かどうかについても研究して参りたい。

(平成29年6月28日(水) 第2委員会室)

平成29年6月

文教くらし委員会の概要

(期中委員会)

教育委員会

項目	県立高校の空調設備設置の請願について
質問者	粒谷委員：自民党奈良

クーラー設置することの請願について、去年は5校をモデル校として設置して、本年度は4校に設置することになるが、今現在設置されていない学校は何校あって、合計で設置費がどれくらいかかるのかお聞きしたい。

【回答】

県立高校の空調整備の状況は、今年度4校の設置の予算を計上させていただいて、全く空調が設置されていない学校は、残り10校となっている。

この1校あたりの設置費については、約5千万円を見込んでいる。これが10校なので、概算費用で5億円程度と考えている。

(中西学校支援課長)

クーラーの設置は過去に様々な質問や委員会での要望があり、私も昨年の予算委員会でクーラーの設置・未設置で格差があり不公平がでているので、設置するなら一齊にやるべきと申し上げたが、財源が限られているということで継続的な話になるとのことであった。

その中で請願ということで、財源がある程度の目処が付くのかということ。更に、一番大きな問題として、生徒の減少による学校の統廃合が視野に入っており、統廃合で廃校となる所には設置しないと考えるが、そのような見通しはもう出来つつあるのか。

【回答】

予算の見通しについては、これまでモデル校5校に設置し、今年度から4校に設置する。未設置校の空調設置を含め、今後策定する県立高校の配置及び規模の適正化に係る計画を踏まえながら、設置計画も含め、今後予算は検討したい。

(中西学校支援課長)

今の段階では、全ての学校に設置するのではなく、統廃合での廃校の計画があり、廃校となる所には当然付けないという一つの方向性が出る時期であるため、今の段階で全ての学校に設置することを決めるのは不可能と考える。

請願というものは非常に重いものなので、請願を採択するにあたっては、希望どおり全ての学校に設置出来るという見通しのなかで行うべきであるので、請願は今の段階では時期尚早である。継続審議をして、ある程度、統廃合の見通しが出来てからなら、採択しても良いと考えるが、今の段階では財源の裏付けということもあるので継続審査と考える。

【意見】

項目	熱中症対策について
質問者	佐藤委員：日本維新の会

体育館の空調設置率が0%ということについてどのように考えているか。

【回答】

県内公営の体育館において、空調の整っている施設は非常に少ないので現状。学校においては、使用頻度の高い教室等から空調施設を整えることが優先されるべきであり、現在の状況で、体育館の空調を設置するのは現実的に難しい。

(吉田保健体育課長)

体育館で卓球部やバドミントン部は風対策で窓を閉めるが、他の部活の生徒は暑い。湿度が高いと熱中症の危険が高くなるが、どのような対策をとっているのか。

【回答】

県立高校（全日制）の卓球とバドミントンの部活動については、県立高校32校中、両方とも活動している学校が16校、卓球又はバドミントンのどちらかが活動している学校が13校あり、あわせて県立29校で卓球・バドミントンが部活動を行っている。

この2競技については、試合等において風の影響を受けないようにするために、体育館内で窓を閉めて行う場合が多く、熱中症発生のリスクが高くなることは、学校現場でも認識している。

そのため、学校では卓球やバドミントンの部活動は、風の影響を受ける練習以外は、他の部活動と同様に体育館の扉を開放して練習を行ったり、館内の気温が扉等を閉め切ったことにより上昇した場合には、練習を中断して、窓や扉を全て開放して、気温や湿度が下がるまで、休憩させる等の措置をとっている学校もある。

また、バスケットボールなどの他の部活動と共に体育館を使用する場合には、大型の扇風機を導入して、休憩スペースや風の影響を受けない部活動の方向へ風を送り、熱中症対策を行っている学校もある。

以上のように、各学校では夏場の体育館での部活動については、活動に支障のない範囲で配慮して部活動を行っているところである。
て参りたい。

(吉田保健体育課長)

項目 県立高校の空調設備設置の請願について

質問者 佐藤委員：日本維新の会

子どもが、熱中症等の大きな事故になってしまふのは、部活動や体育の授業など、体を激しく動かし、競り合いぶつかる時におきると考える。そのときに体調不良をこらえて気づくのが遅れてしまい起こるのではないか。そう考えるとこの請願の教育環境ということをどう捕らえられているかが問題になると考えるが、これについてどのように考えられているのか。

【回答】

教育環境ということについては、1点は安全性の確保であり、もう1点については、いわゆる学習環境の整備である。

まず、安全性の確保として耐震化を推進している。もう一点としてこうした生徒の学習環境を整えていくことを考えている。

(中西学校支援課長)

学校環境衛生基準では、作業空間、学習空間、執務空間、共有空間と4つあげられているが、この中で部室という定義がない中で、これから空調導入は真剣に考えるべきであるが、様々な疑義点があるので継続審査と考える。

【意見】

項目 県立高校の空調設備設置の請願について

質問者 阪口委員：創生奈良

以前から育友会等の空調設備の負担は保護者になっており、これは当然県で負担すべきと要望してきた。

先ほどからの粒谷県議、佐藤県議の議論で、県としてクーラーを設置していない学校が10校あり、更に、統廃合を進めていく中で、設置すべき学校と、すべきでない学校があるということであるが、これについての県の回答もあやふやな所がある。

私としては、これを継続審査としても、遡って県が負担するかを考えていけばクリアしていくと思う。

請願されたときは、県が遡って負担することも一つの選択肢として考えることもできると考えるので、継続審査と考える。

【意見】

項目 県立高校の空調設備設置の請願について

質問者 岡委員：公明党

高校の空調設備については、ことあるごとに要望を行ってきたが、今回、PTAの協議会の会長から請願がされたということは、期待としては県議会で、全会一致でぜひお願いしたいという思いがあると思う。

そういう意味もあり、今回様々な意見があるなかで採決ということになるが、私は、多数決で採決を行うものではないと考えるため、もう少し時間をかけた方がよい。

【意見】

項目	炊飯された米粒の着色について
質問者	佐藤委員：日本維新の会

今朝、奈良新聞で報道された給食に関する件（炊飯された米粒の着色）について、県としては食育と安全の観点から、学校給食に対しどのように取り組んでいるのか。

【回答】

学校給食は、安全、安心、そして子ども達が楽しんで食べられることが第一である。県教育委員会としては、この観点に沿って、県立学校及び各市町村教育委員会に対し、指導を行っている。

（吉田保健体育課長）

学校で炊いたご飯にはこういったことは無いと聞いている。今後、全県を挙げて各学校单位で炊飯することができればいいと考えている。

【意見】

項目	学校における空調温度について
質問者	佐藤委員：日本維新の会

学校の空調の温度設定は、どのようにになっているのか。

【回答】

学校の室温は、学校保健安全法第6条に定められている学校環境衛生基準では、「教室等の温度は、人間の生理的な負担を考えると、夏は30℃以下、冬は10℃以上であることが望ましい」と示されている。また、文部科学省の学校環境衛生管理マニュアルにおいては、「児童生徒等に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬期で18～20℃、夏期で25～28℃程度である」と記載されている。

（吉田保健体育課長）

空調以外の対応策について、窓の開放やカーテン以外のプラスアルファ的な部分を学校の方で導入されている事例があるのか。

【回答】

体育館等において大型の移動式扇風機により送風を行っている事例がある。

（中西学校支援課長）

他の都道府県の学校においては、すぐれた設置やグリーンカーテンなどにより空調以外での対応策を取っている事例を聞く。空調導入につき様々な議論が必要であるが、今必要とされている事実を踏まえ、空調以外の対応策についての考えはどうか。

【回答】

空調以外の対応策につき、各学校でどのような工夫等しているのかについて把握しながら、今後意見交換を行ってまいりたい。

（中西学校支援課長）

請願について継続審議としたこともあり、それまでは何も手を打たないということは避けてもらいたい。設定温度を始めとした空調設備の運用基準をしっかり検討していただきたい。また、空調以外の対応策について、学校任せにせずしっかり音頭をとり、室内での熱中症がでないようにしてもらいたい。

【要望】

項目 教員の多忙化について

質問者 阪口委員：創生奈良

教職員の多忙化について、聞き取り調査では、クラブ活動の負担が大きいとなっている。具体的にクラブ活動について、どのような抑制策を考えておられるか。

【回答】

奈良県学力・学習状況調査を行う中で、教員に対して質問紙調査をおこなった。教員の勤務についての質問の中で一番負担に感じている業務は、中学校教員においては部活動が一番多いという結果が出ている。県では昨年12月に、部活動における休養日の徹底について教育長名で各市町村教育委員会及び県立学校長に通知した。その中で、部活動の休養日に関して、県立学校は週1日以上、中学校は週2日を目標として設定すること、平日にはワーク・ライフ・バランスの観点から、定時退勤日を併せて設定するなど、各学校で取り組んでいただくように通知をしたところである。

(香河教職員課長)

進捗についても県として把握していただきたい。

【回答】

この通知に合わせて休養日の実施状況について報告をしてもらうように周知している。
(香河教職員課長)

年々会議が増えている。教材研究する時間やクラブ活動する時間、採点等の業務をする時間がなくなってきた。

教師のゆとりについてどのように考えておられるか。伺いたい。

【回答】

教員のゆとりについては、授業以外にどういった業務で負担を感じているかを調べている。今年度も同じ調査をしているので、前年度の調査と合わせて分析をしていきたい。
(香河教職員課長)

生徒の夏休みは教員にとっては夏休みでないことは、認識しているところであるが、夏休みも必ず出勤をしないといけない。しかし、夏休み期間は、教師の研修に重きを置けば、力量がつく。行きたくない研修にも動員がかかる

が、そうではなくて、自主的な研修をするというような弾力的な運用が必要なのではないか。
夏休みの教職員の勤務についてどのように考えておられるのか。

【回答】

夏季休業中の教員の勤務について、授業に支障のない限りで勤務場所を離れて研修をすることができると法で定められているが、研修の計画を示した上で校長の承認を受けることになっている。

(香河教職員課長)

読売新聞の記事によると、全国的に定数内講師が多い。定数内講師が増えると教諭に負担がかかってくる。奈良県の定数内講師についてどういった状況なのかお聞かせいただきたい。

【回答】

平成29年4月における定数内講師の数であるが、養護講師と併せると小学校471人、中学校299人、高等学校149人、特別支援学校171人合計1090名となっている。昨年と比べると、23名減でその率は 11.6%である。

(香河教職員課長)

特別支援学校の講師が多いような気がするが、いかがか。

【回答】

特に特別支援学校というわけではないが、現在退職者の数についてピークは過ぎているが、まだまだ大量退職が続いているという状況がある。退職者の補充をそのまま新規採用で入れてしまうと、第2の団塊の世代を作ってしまうことになる。そこで、教職員の採用にあたっては、ある程度長期的なスパンで平均化を図ることを目指している。そういう観点から、現在講師の率は高くなっているが、今後の採用に当たっては、講師率も考慮しつつ、教員の年齢構成の平準化も考えながら進めていきたい。

(香河教職員課長)

特別支援学校の教員から講師が多いことを実際聞いたところである。講師は全国的にも多いようであるが、できるだけ講師を減らしていくことでよろしくお願ひしたい。

【要望】

項目	全国中学校体育大会について
質問者	森山委員：民進党

平成31年に全国中学校体育大会が近畿ブロックで開催され、奈良県においてもサッカー、相撲、新体操の3競技が開催される。現在の進捗状況について伺いたい。

【回答】

全国中学校体育大会は公益財団法人日本中学校体育連盟主催で、全国関係競技団体、開催都道府県教育委員会、開催市町村教育委員会が共催し、全国を8ブロックに分け、持ち回りで、大会を開催している。

平成29年度は九州ブロック、平成30年度は中国ブロック、そして、平成31年度が近畿ブロックでの開催となる。

開催競技数は冬季競技も含めて19競技あり、平成28年5月10日付けで、近畿2府4県での開催競技が決定された。

その後、公益財団法人日本中学校体育連盟会長より、県教育長宛に共催依頼が平成29年4月10日付けで届いたところ。

平成31年度の近畿ブロック大会は、全国中学校体育大会の規定により、平成31年8月17日から8月25日の間に開催予定であり、奈良県ではサッカー、新体操、相撲の3競技を開催する。

競技会場は、新体操が橿原市（ジェイテクトアリーナ）、相撲が奈良市（ならでんアリーナ）を会場に開催予定。サッカーについては現在県中学校体育連盟及び県中体連サッカー専門部と教育委員会で調整しているところである。

(吉田保健体育課長)

熱中症のことも考えて、よりよい環境で奈良の大会を迎えるように県教育委員会も応援してもらいたい。

【要望】

項目 小中学校における空調設置について

質問者 宮本委員長：日本共産党

文科省がとりまとめた平成29年の空調の調査結果について、3年前の26年の調査結果との比較を行ったところ、高等学校の方は順調に伸びており、全国平均が26年4月時点で61.4%であったものが、29年の調査では74%と伸びている。奈良県もがんばっており、3年前51.8%だったものが、今年は68.3%と全国平均並みの伸びをみせた。これは普通教室に関する数字である。ところが小中学校については、設置者が市町村ということにはなるが、26年度は奈良県は6.1%で西日本ではワースト2位ということで話題になった。

市町村の設置が徐々に進んでいるとはいえるが、今年の春の調査結果を見ると7.4%にとどまっている。全国平均は3年前32.8%、今年は49.6%と伸びている。奈良県が伸びがもう一つで、西日本でワースト2位という状況を脱しきれていない。

今、夏場の高温状態が課題となっている中、市町村が設置主体とはいえる、奈良県が全国の設置状況に追いついていない状況について、どういうところに原因があるのか、どうやって伸ばしていくようなというアンケートをしようとしているか、問題意識を持ってもらいたいと考えているので、教育長の考え方をお聞かせ願いたい。

【回答】

小中学校の空調設置が進んでいかない理由について、まず、耐震化に予算がかかったという現状がある。また、トイレ等の改修にも予算をつき込んでいる。ある意味では空調が後回しになっているという現状があるかと思う。

また、県でも特別支援学校は100%であるが、（高等学校の）空調が進んでいなかった、そういうことが原因に考えられると思っている。高等学校のPTAからも毎年空調の要望をいただいてきた。育友会の体力があるところは設置ができるが、無いところは設置ができないという現状を打破すべきことで、計画的な県費での空調導入をお願いし、今、5校、4校と設置をしてきたところ。こうした県でも空調を設置している状況を市町村の教育長とも話をしながら、中学校から導入していくという市町村が増えていると思っている。ただ、小学校、中学校に完全に設置するというところにはなかなか行きにくい。

私も小学校を訪問させていただいたら、小学校の場合、佐藤委員がおっしゃったように、2階ぐらいの高さがあるので、グリーンカーテンによってある程度冷房の効果があるという校長先生もおられた。ただ、中学校になるとやはり（空調を）入れていく必要があるなという教育長もだんだん増えてきているのが事実。県で導入することでまたそういった働きかけを私の方でもしてまいりたい。

(吉田教育長)

小中学校のエアコン設置については、県PTAの要望書の中にも毎年反映されてきている。私も本年度、県PTA副会長となり、進路対策委員というところを担当しているが、小中学校PTAから寄せられた毎年の要望は、以前は進路に関する要望が多くあったが、今はエアコン設置やトイレ改修、図書館司書常勤配置といったものが強く寄せられている。児童生徒の学ぶ環境をしっかりと整備してほしいという要望が県教委にも寄せられているので、先ほど教育長から心強い答弁をいただいたが、3年後の調査でまたワースト2位ということにならないよう、是非旗を振っていただきたい。

【要望】

項目	スクールソーシャルワーカーの配置強化について
質問者	宮本委員長・日本共産党

本県のスクールソーシャルワーカーの配置状況はどのようにになっているのか。また、スクールソーシャルワーカーを有効に活用するため、その有用性をどのように周知しているのか。

【回答】

県教育委員会では、学校の教育相談体制強化のため、教育的分野に関する知識に加え、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを配置している。

平成27年度は、3名のスクールソーシャルワーカーを配置していたが、平成28年度には7名を、本年度は現在8名を配置し、さらに1名を追加する配置する予定である。総配置時間についても、この3年間で504時間から6,084時間に拡充している。

本年度から県内全ての公立学校がスクールソーシャルワーカーによる支援を受けられるよう、県立学校及び市町村立教育委員会の公立小中学校を派遣または、訪問、巡回し学校への支援の充実を図っている。学校へ派遣する中で、支援の方法を案内し、必要であれば、要請できるよう確認している。また、指導主事とスクールソーシャルワーカーが要請のある学校に出向いて研修会等を実施し、相談にものっている。

今後も、スクールソーシャルワーカーの社会福祉等の専門的な知識、技術、及び実践経験を活用し、学校への助言等を行うとともに、福祉関係機関等とも連携を図りながら、課題を抱えた子どもたちへの支援のための体制確立に努める。

(相知生徒指導支援室長)

スクールソーシャルワーカーについて、人数、配置時間数ともに増やしていただいている。市町村教育委員会等から要望があれば、適切に対応を願う。

【要望】

文教くらし委員長報告

文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十六日、二十七日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案五件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十九年度議案、議第四十七号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十九年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第六号及び報第七号、並びに平成二十八年度議案、報第三十二号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

次に、請願第五号「県立高等学校への空調設備設置に関する請願書」につきましては、賛成多数をもちまして継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまし

て、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。